

奈良県告示第百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成二十六年七月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十六年六月十九日現在の地番による。）  
北葛城郡広陵町大字笠一五番一の一部
- 二 申請者氏名 株式会社新日本コンサルティング 代表取締役 入谷徹
- 三 申請者住所 大和郡山市美濃庄町一七〇番地二
- 四 道路の幅員 四・二メートル
- 五 道路の延長 二一・八三二メートル
- 六 指定年月日 平成二十六年六月三十日
- 七 指定番号 高土第二五〇七号